

幼保連携型認定こども園における

園児が心を寄せる環境の構成

内閣府

文部科学省 厚生労働省

まえがき

幼保連携型認定こども園において展開される教育及び保育は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも示されているように、乳幼児期の全体を通して、その特性や保護者、地域の実態を踏まえ、「環境を通して行う」ものであることが基本となっています。

本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教育及び保育を展開する中で、環境の構成を行う際に基本となる考え方や方法について解説するものであり、保育教諭等による的確な園児の理解の下、指導計画を作成し、環境を構成していくという実践の流れにおいて行われている一つ一つの内容や関連性について、具体的な考え方を示しています。

乳幼児期は、環境と関わり合う生活の中で自己の興味や欲求に基づく直接的・具体的な体験を通して健全な心身の発育・発達が促され、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

本資料を手掛かりとし、日々の実践を工夫され、充実した取組を進めていただくとともに、幼保連携型認定こども園等における教育及び保育の質の向上が図られるよう、期待しております。

むすびに、本資料の作成にご協力をいただきました皆様に深く感謝の意を表します。

令和4年3月

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
齋藤 憲一郎
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
大杉 住子
厚生労働省子ども家庭局保育課長
林 俊宏

目 次

第1章 「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方

1. 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 2
 - (1) 幼保連携型認定こども園における「指導」の意義 4
 - (2) 教育及び保育の基本に関連して重視する事項 5
2. 「環境の構成」の意義 9
 - (1) 「環境を通して行う教育及び保育」の意義 9
 - (2) 園児の主体性と保育教諭等の意図 12
 - (3) 「環境の構成を通して行う教育及び保育」の特質 13
 - (4) 計画的な環境の構成 16
 - (5) 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」と指導計画 . 20
3. 園児の理解に基づいた評価と小学校教育との接続 24
 - (1) 園児の理解に基づいた評価の実施 24
 - (2) 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 29
 - (3) 小学校教育との接続 32

第2章 園児の理解に基づいて環境を構成するための具体的な考え方とポイント

1. 環境を構成するための具体的な考え方 40
 - (1) 「教育及び保育」における「園児の理解」 40
 - (2) 園児の理解を基にした「指導計画の作成」 52
 - (3) 指導計画を基に環境を構成する 62
 - (4) 園児の理解、指導計画、環境の構成の関連性 77
2. 園児の理解を基に環境を構成していく際のポイント 79
 - (1) 園児の体験を豊かにする魅力のある環境の構成のポイント 79
 - (2) 教育及び保育の展開における保育教諭等の役割 96
 - (3) 環境の再構成 106
 - (4) 「教材研究」の重要性 113
3. 多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成 118
 - (1) 在園時間の違い等に配慮した環境の構成 118
 - (2) 園児一人一人の経験の違いに配慮した環境の構成 123

第3章 園児の理解に基づいた「環境を通して行う教育及び保育」実践事例

- 事例1 「森におばけがいるよ!」・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
人的環境としての保育教諭等の役割を意識し、遊びの中で大切にしたい体験に応じて、環境を構成する
- 事例2 「お団子屋さん、やりたいな」・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
作ったもので遊ぶ楽しさが感じられるよう、園児のイメージが実現できるような教材を提示する
- 事例3 「園内を撮影して動くコースを作ろう」・・・・・・・・・・・・・・・・・・139
園児の興味や関心、欲求に応じて環境を構成する(ICTを活用した環境の構成)
- 事例4 「ここにおばけの家を作ろう」「家ってドアいるやんな?」・・・・・・・・・・142
園児が生み出す活動の展開に応じて環境を工夫する
- 事例5 「花びらが浮かんだよ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
園児がやりたいと思ったことが実現できるような環境を構成する
- 事例6 「これはカレー」「私はオムライス」「こっちはジュースね」・・・・・・・・・・149
園児の実態から園児に体験してほしい内容を考え直し、体験してほしい内容にふさわしい環境を構成する
- 事例7 「本物みたいなゴムボールを作りたい」・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
友達関係の深まりを見通しながら、現在の園児にとって必要な環境を構成する
- 事例8 「チョウチョに蜜を飲ませてあげよう」・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
園児の生活や遊びの動線を考慮し、遊びが広がる場の設定を工夫する
- 事例9 「今日は、ドングリごはんです」「案山子ってなあに?」・・・・・・・・・・161
園外での活動を教育及び保育に取り入れたり、園外の環境を生かしたりしながら、園児が豊かな生活体験を得られるような環境を構成する
- 事例10 「あのとき作った、動く車を作ろうよ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
教材のもつ教育的及び保育的な価値と園児の実態とのバランスを考慮しながら教材を提示する
- 事例11 「ただいま」「おかえり」・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
一日を通した生活の流れを意識し、園児の実態に応じた環境を構成する
- 事例12 「飛び出す絵本、明日作ろうね」・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
教育課程に係る教育時間後の遊びと、次の日の教育課程に係る教育時間の遊びがつながるよう、提示する教材を工夫する
- 事例13 「いつの間にか、みんなと同じだね」・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
経験が異なる園児がいる3歳児の生活に配慮し、園児同士の自然な関わりにつながるような遊びを取り入れたり、遊びの場を構成したりする

本資料の活用にあたって

本資料は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本となる「環境を通して行う教育及び保育」の実現に向けて、園児の理解を基に、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画及び指導計画を作成し、園児一人一人が園生活を通して発達に必要な経験が得られるよう、環境を構成していくための、基本的な考え方や方法などについて解説したものです。

本資料は、平成 29 年改正幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて作成していますが、幼保連携型以外の類型の認定こども園についても、その教育及び保育の内容は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条に基づき、同教育・保育要領を踏まえることとされています。このため、本資料は、認定こども園全ての類型の職員を対象としています。

また、満 3 歳児以上においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で整合性が図られていることから、幼稚園、保育所等、全ての施設においても参考などされるものと考えています。満 3 歳児以上における教育・保育の一層の充実に向けて、本資料を適宜活用されることを期待しています。

本資料は、平成 30 年 4 月から実施されている幼保連携型認定こども園の教育・保育要領、同要領の解説のうち、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 3 つの要領、指針の共通の内容である、満 3 歳児から 5 歳児を対象に作成しています。

本資料の構成

第1章

第1章では、「環境の構成の意義」や「計画的な環境の構成」「幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力」など、「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方や小学校教育との接続について述べています。

第2章

第2章では、「園児の理解 - 指導計画の作成 - 環境の構成 - 活動の展開 - 評価」の循環の中で行われる教育及び保育において、その過程の中で大切にしたいポイントや具体的な手立てなどについて述べています。

また、指導計画を基に環境を構成していく際の考え方、保育教諭等が意図をもって環境を構成していくことの大切さや環境の再構成、教材研究などについて具体的に説明するなど、園児の理解に基づいて環境を構成していくための具体的な考え方やポイントについて述べています。

第3章

第3章では、園児の理解に基づき環境を構成し「環境を通して行う教育及び保育」を実践していく上で参考となるよう、いくつかの具体的な実践事例を紹介しています。

本資料には、具体的な事例を取り上げながら解説している箇所が多くあります。

本資料で紹介している事例については、あくまでも一つの実践事例であることを考慮の上、参考としてください。

また、掲載している事例や指導計画などについては、可能な限り原文を尊重して掲載していることから、国の法令等とは異なる表記や統一が図られていない表記も含まれています。